



宿泊税導入に係る 宿泊事業者向け説明会

日時 令和7年12月22日 ①10：00～
②13：30～

会場 阿智村コミュニティ館ホール

阿智村役場 出納室 税務係



次第

- 1 宿泊税について（概要）
- 2 宿泊税の仕組み
- 3 特別徴収義務者としての登録等
- 4 宿泊税の申告納入
- 5 電子申告・電子納税
- 6 帳簿・書類の整備等
- 7 その他

-
- 1 宿泊税について（概要）
 - 2 宿泊税の仕組み
 - 3 特別徴収義務者としての登録等
 - 4 宿泊税の申告納入
 - 5 電子申告・電子納税
 - 6 帳簿・書類の整備等
 - 7 その他

1. 宿泊税について(概要1)

項目	内容												
目的	阿智村では、観光による持続可能な地域づくりを目指し、観光資源の魅力向上、旅行者の受け入れ環境の整備、昼神温泉リニア新時代構想の実現をはじめとする観光振興を図る施策に要する費用に充てるため宿泊税を導入します。												
納稅義務者	阿智村に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）												
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者												
特別徴収義務者報償金	期限内申告納入額の2.5% (制度開始5年間は0.5%を加算、電子申告した場合は、さらに0.5%を加算)												
税率・税額	定額制 300円 ※県宿泊税と併せて徴収します 【阿智村内で課税される宿泊税】 <table border="1"><thead><tr><th>宿泊年月日</th><th>村税</th><th>県税</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和8年6月1日～令和11年5月31日 (制度開始3年間)</td><td>200円</td><td>100円</td><td>300円</td></tr><tr><td>令和11年6月1日以降</td><td>200円</td><td>150円</td><td>350円</td></tr></tbody></table>	宿泊年月日	村税	県税	合計	令和8年6月1日～令和11年5月31日 (制度開始3年間)	200円	100円	300円	令和11年6月1日以降	200円	150円	350円
宿泊年月日	村税	県税	合計										
令和8年6月1日～令和11年5月31日 (制度開始3年間)	200円	100円	300円										
令和11年6月1日以降	200円	150円	350円										

1. 宿泊税について(概要2)

項目	内容
免税点	宿泊料金が1人1泊につき6,000円（素泊まり・税抜き）未満の宿泊については課税されません。
課税免除	<ul style="list-style-type: none">幼稚園、小学校～大学の教育活動や研究活動として宿泊する場合保育所等の施設が主催する行事として宿泊する場合地方公共団体の長又は教育委員会が認証等するフリースクールが主催する行事として宿泊する場合 <p>※いずれの場合も、学校や施設の長による証明書の提出が必要です。</p>
使途	<p>1.観光振興のための施策</p> <p>(1)地域や住民と調和した持続可能な観光振興の推進</p> <p>(2)来街者の受入環境の整備</p> <p>(3)観光資源の保護と更なる磨き上げ</p> <p>上記のほか、特別徴収義務者報償金、広報経費、課税徴収経費等</p>
罰則規定	<p>(1)特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪</p> <p>(2)帳簿の記載義務違反等に関する罪</p> <p>(3)納税管理人に係る不申告に関する過料</p>

1. 宿泊税について(概要3)

項目	内容
財源管理	阿智村宿泊税基金を設置し管理
使途検証	<ul style="list-style-type: none">事業の内容及び目標を定め、公表する。毎年度終了後、当該年度における事業の実施状況等について検証及び評価を行い、その結果を公表する。
制度見直し	導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見直しを検討
制度開始日	令和8年6月1日
特別徴収義務者の負担軽減	<ul style="list-style-type: none">税導入に係るシステム改修費用に対して所要額を支援申告納入を月1回から3か月に1回とする特例を設定など
宿泊税の広報等	<ul style="list-style-type: none">税導入の趣旨等を説明するリーフレット等の配布（令和8年1月以降）村ホームページによるお知らせ（宿泊税サブサイトの設置）
	<p>https://www.vill.achi.lg.jp/site/syukuhakuzei/</p> <p>※旧アドレスは変更となりますのでリンク等の変更をお願いいたします。</p>



1. 宿泊税について

(1) 宿泊税の徴収方法（特別徴収）

宿泊税の納入義務者は村内の宿泊施設における宿泊者ですが、村が宿泊者から直接徴収するのではなく、

- ◎宿泊施設において宿泊者から宿泊税をお預かりいただき、
- ◎宿泊施設の経営者から阿智村に申告納入していただきます。



1. 宿泊税について

(2) 基本的な流れ

令和8年6月まで

以降、毎月末日まで

5年間

1 登録申請

- ・特別徴収義務者の情報を村に登録申請
- ・登録内容に変更があったときには、変更申請が必要となります。

2 徴収

- ・宿泊者から宿泊税を徴収
- ・課税免除対象の宿泊の場合には、証明書を受領して保管してください。

3 申告納入

- ・毎月末日までに前月に徴収すべき税額を村へ申告
- ・申告した税額を納入する。
(役場の窓口、金融機関、eLTAXなど)

4 帳簿・書類の整備等

- ・申告の根拠となる帳簿及び書類等を、施設ごとに記録し保存

1. 宿泊税について

(3) 長野県宿泊税について

阿智村内では、村宿泊税に合わせて長野県宿泊税についても課税されます。村内に所在する宿泊施設は、県税及び村税分の宿泊税をまとめて徴収し、村に申告納入を行っていただきます（県への申告納入は不要です）。県税分については村から県へ納入します。

また、宿泊税導入に伴う手続きについても村へ行っていただきます。



-
- 1 宿泊税について（概要）
 - 2 **宿泊税の仕組み**
 - 3 特別徴収義務者としての登録等
 - 4 宿泊税の申告納入
 - 5 電子申告・電子納税
 - 6 帳簿・書類の整備等
 - 7 その他

2. 宿泊税の仕組み

(1) 課税客体・納税義務者

課税対象となる行為（課税客体）は、宿泊施設における宿泊料金を受けて行われる宿泊であり、その宿泊者（納税義務者）に課税されます。

●宿泊とは

宿泊税においては、宿泊施設が宿泊者との契約において、宿泊として取り扱うものを宿泊とします。

●宿泊者とは

宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、宿泊した者をいいます。
宿泊した者が実際に宿泊料金を支払ったかどうかは問いません。

※課税対象となるのは、阿智村宿泊税条例の施行日の令和8年6月1日以後の宿泊です。

2. 宿泊税の仕組み

Q 幼児や子どもが宿泊する場合も宿泊税の課税対象ですか？

年齢に関わらず、宿泊料金を伴って宿泊されるすべての方が課税対象となります。ただし、子どもの添い寝が無料の場合など宿泊料金が発生しない場合の宿泊は、課税対象となりません。

Q 宿泊税条例の施行日（R8.6.1）の前日から施行日にかけて行われる宿泊は、宿泊税の課税対象ですか？

施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊は、宿泊税の課税対象となりません。

Q キャンプ場等におけるテントやバンガローでの宿泊は課税対象ですか？

移動式のテントを宿泊者が自ら設置する場合など旅館業法上の旅館業に該当しない場合は対象となりませんが、固定式のテントやバンガローなど、旅館業に該当する施設での宿泊は課税対象となります。

Q 宿泊税条例の施行日より前に予約があった宿泊は、宿泊税の課税対象ですか？

予約の日時に関わらず、条例の施行日以後に行われる宿泊が課税対象となります。

2. 宿泊税の仕組み

(2) 免税点

宿泊料金が1人1泊につき6,000円未満の宿泊については課税されません。

(3) 課税免除

以下の場合について宿泊税の課税が免除されます。

対象の宿泊	対象施設	対象者
学校の教育活動又は研究活動としての宿泊 (例) 修学旅行、部活動、サークル活動の合宿	幼稚園、小学校、中学校、義務教育、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校	学校の幼児、児童、生徒、学生、引率者
保育所等の施設が主催する行事としての宿泊 (例) お泊り保育	保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設、許可外保育施設	満3歳以上の幼児 引率者
フリースクールが主催する行事としての宿泊	地方公共団体が認証等をするフリースクール	フリースクールの児童又は生徒、引率者

※いずれの場合も、学校や施設の長による証明書の提出が必要です。

2. 宿泊税の仕組み

(4) 宿泊料金とは

宿泊者が宿泊施設における宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額をいいます。食事代や消費税等を除いた、素泊まり・税抜きの料金です。

	区分	具体例
宿泊料金に含まれるもの	<u>宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わらず請求される金額</u>	清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代等及びこれらに係るサービス料、奉仕料
宿泊料金に含まれないもの	宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用等の対価に相当する金額	食事代など
	税金等	消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額
	立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額	タクシー代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代など
	宿泊者が任意で支払った金額	心付け、チップ、祝儀等

2. 宿泊税の仕組み

Q 食事代込みの料金設定しかない場合は、どのように考えますか。

各宿泊施設においてその実態に応じ、適切に宿泊料金と食事代を分けて宿泊料金を算定します。

なお、食事代の除外がどうしてもできない場合は、食事の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

Q 1人当たりの宿泊料金の設定がない客室の場合は、どのように考えますか。

1室を単位として料金が設定されているなど、1人当たりの宿泊料金の設定がない場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とします。

Q 宿泊料金の割引きや宿泊に対する補助金・助成金などはどのように取扱いますか。

宿泊施設が自ら通常の宿泊料金の一定割合又は金額を割引きした場合には、割引き後の額を宿泊料金とします。

宿泊に対する補助金・助成金等、宿泊者以外の第三者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額がある場合は、その第三者が支払うべき額と宿泊者が支払うべき金額とを合算した額を宿泊料金とします。

- 1 宿泊税について（概要）
- 2 宿泊税の仕組み
- 3 **特別徴収義務者としての登録等**
- 4 宿泊税の申告納入
- 5 電子申告・電子納税
- 6 帳簿・書類の整備等
- 7 その他

3. 特別徴収義務者としての登録等

(1) 必要な手続き

1人1泊につき6,000円以上
の宿泊がある施設

※関係書類は郵送済み

1人1泊につき6,000円以上
の宿泊がない施設

特別徴収義務者登録申請

次の書類を提出してください

- 特別徴収義務者登録申請書
- (法人の場合) 登記事項証明書
- (個人の場合) 経営者の住民票
- 旅館業営業許可通知書又は
住宅宿泊事業に係る
届出番号・所在地が確認できる書類
- 宿泊に係る契約書面(宿泊約款など)
- 宿泊料金が分かる書類(料金表など)
- 振込先口座が確認できる書類

特定宿泊施設の申出

次の書類を提出してください

- 特定宿泊施設に該当することの申出書
- 宿泊料金確認票
- 宿泊料金が分かる書類(料金表など)

※営業許可を受けた(届出を行った)施設ごとの手続き
が必要です。

※**チェックリストにより書類の不備がないかご確認ください。**

※添付書類は写しで構いません。

3. 特別徴収義務者としての登録等

（2）提出方法

特別徴収義務者登録申請		特定宿泊施設の申出
直接提出	阿智村役場出納室税務係へ提出してください。	
郵 送	案内に同封の返信用封筒をご利用ください。 ※有効期限が2026年3月31日までとなります。ご注意ください。	

（3）手続きの期限

令和8年6月8日（月）

※余裕をもってご提出ください。

3. 特別徴収義務者としての登録等

（4）宿泊税特別徴収義務者登録申請書

(様式第6号) (第7条関係)

宿泊税特別徴収義務者登録申請書			
令和7年 ●月 ●日 阿智村長 宛			
申請者 住(居)所 下伊那郡阿智村●●●●1-2 (所在地) 氏 名 株式会社 阿智税観光 (法人名) 代表取締役 阿智 太郎			
阿智村泊税条例第10条第1項又は第2項の規定により、下記のとおり登録特別徴収義務者としての登録をしてください。			
記			
特別徴収義務者	住(居)所 (所在地) 〒●●●-●●●● 下伊那郡阿智村●●●●1-2 電話番号●●●-●●●-●●●●		
	(フリガナ) 氏 名 (法人名及び代表者の氏名) カブシキガイシャ アチゼイカンコウ 株式会社 阿智税観光 代表取締役 阿智 太郎		
	※八十二銀行及び長野銀行は合併後でご記入ください。		
	特別徴収義務者報償金受取口座情報	金融機関名 ●●銀行 預金種別 当座 (フリガナ) 口座名義人 カブシキガイシャ アチゼイカンコウ 株式会社 阿智税観光	本・支店 (所)名 ●●支店 口座番号 ●●●●●●

記載例

・記載例を参考に記入してください。

施設の許可・届出	住(居)所 (所在地) 〒●●●-●●●● 下伊那郡阿智村●●●●1-2 電話番号●●●-●●●-●●●●	カブシキガイシャ アチゼイカンコウ 株式会社 阿智税観光 代表取締役 阿智 太郎		
	(フリガナ) 氏 名 (法人名及び代表者の氏名)	アチゼイホテル 阿智税ホテル		
	種別	1 旅館・ホテル	2 簡易宿所	3 住宅宿泊事業
	許可・届出 年月日	平成●年 ●月 ●日	許可・届出 番号	●●〇〇第●●-●号
	登録申請者と許可・届出名義人との関係	本人		
施設	所在地	〒●●●-●●●● 下伊那郡阿智村●●●●1-3 電話番号●●●-●●●-●●●●		
	(フリガナ) 名 称	アチゼイホテル 阿智税ホテル		
	概要	客室数 100 室	収容人員 150 名	
	経営開始 年月日	平成●年 ●月 ●日		
書類送付先	住(居)所 (所在地) 〒●●●-●●●● 下伊那郡阿智村●●●●1-2 電話番号●●●-●●●-●●●●	カブシキガイシャ アチゼイカンコウ 株式会社 阿智税観光 経理部 経理課		
	(フリガナ) 氏 名 (法人名)	ケイリブ ケイリカ 経理部 経理課		

3. 特別徴収義務者としての登録等

（5）特定宿泊施設に該当することの申出書

記載例	
特定宿泊施設に該当することの申出書	
阿智村長宛 令和7年 ●月 ●日	
申出者 住（居）所 下伊那郡阿智村●●●●1-2 (所在地) 氏 名 株式会社 阿智税観光 (法人名) 代表取締役 阿智 太郎	
宿泊料金が1人1泊につき6,000円以上となる宿泊がないことについて、下記のとおり申し出ます。	
記	
特別徴収義務者	住（居）所 (所在地) 〒●●●-●●●● 下伊那郡阿智村●●●●1-2 電話番号●●●-●●●-●●●● (フリガナ) 氏 名 (法人名) カブシキガイシャ アチゼイカンコウ 株式会社 阿智税観光
	施設の許可・届出
住（居）所 (所在地) 〒●●●-●●●● 下伊那郡阿智村●●●●1-2 電話番号●●●-●●●-●●●● (フリガナ) 氏 名 (法人名) カブシキガイシャ アチゼイカンコウ 株式会社 阿智税観光	
種別	1 旅館・ホテル 2 簡易宿所 3 住宅宿泊事業
許可・届出 年月日	平成●年 ●月 ●日 許可・届出 番号 ●●〇〇第●●-●号
申出者と許可・ 届出名義人との 関係	本人

・記載例を参考に記入してください。

施設	所在地	〒●●●-●●●● 下伊那郡阿智村●●●●1-3	電話番号●●●-●●●-●●●●
	(フリガナ) 名 称	アチゼイホテル 阿智税ホテル	
	概 要	客室数 100室	収容人員 150名
	経営開始 年月日	平成●年 ●月 ●日	
書類送付先	住（居）所 (所在地)	〒●●●-●●●● 下伊那郡阿智村●●●●1-2	電話番号●●●-●●●-●●●●
	(フリガナ) 氏 名 (法人名)	カブシキガイシャ アチゼイカンコウ ケイリブ ケイリカ 株式会社 阿智税観光	経理部 経理課

(注) 宿泊料金確認票及び宿泊料金表など宿泊料金を記載した書面（写）を添付してください。

以下の事項を理解した上で、申出日時点において特定宿泊施設に該当するため上記のとおり申し出ます。（□に必ず✓の上、提出してください。）

- この申出を行った宿泊施設において、宿泊料金の改定等に伴い、宿泊料金が1人1泊につき6,000円以上となる宿泊が発生する場合には、県に対して宿泊税の特別徴収義務者としての登録申請及び宿泊税の申告納入の手続きが必要になります。
- この申出書は、あくまで申出日時点において特定宿泊施設に該当することを確認するためのものであり、本書の提出をもって将来にわたり宿泊税の申告納入義務がなくなり、宿泊税に関する一切の手続きが不要となるわけではありません。

3. 特別徴収義務者としての登録等

（5）特定宿泊施設に該当することの申出書

- 記載上の注意点

欄外の内容を確認した上で申出をしてください。

- 1 この申出を行った宿泊施設において、宿泊料金の改定等に伴い、宿泊料金が1人1泊につき6,000円以上となる宿泊が発生する場合には、村に宿泊税の特別徴収義務者としての登録申請及び宿泊税の申告納入の手続きが必要になります。
- 2 この申出書は、あくまで申出日時点において特定宿泊施設に該当することを確認するためのものであり、本書の提出をもって将来にわたり宿泊税の申告納入義務がなくなり、宿泊税に関する一切の手続きが不要となるわけではありません。

-
- 1 宿泊税について（概要）
 - 2 宿泊税の仕組み
 - 3 特別徴収義務者としての登録等
 - 4 **宿泊税の申告納入**
 - 5 電子申告・電子納税
 - 6 帳簿・書類の整備等
 - 7 その他

4. 宿泊税の申告納入

登録特別徴収義務者は、原則、毎月末日までに、前月に徴収すべき宿泊税について、宿泊施設ごとに、村への申告及び納入の手続きが必要です。

（1）申告手続き

様式	宿泊税納入申告書（様式第2号）
添付書類	課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記入された書類 (宿泊税月計表※など) ※記載項目が同様であれば任意様式で可

提出期限	提出先	提出方法
<u>毎月末日</u> (その前月分として徴収すべき宿泊税について)	阿智村役場 出納室 税務係 申告用メールアドレス： e-sinkoku@vill.achi.lg.jp	次のいずれかの方法で提出してください。 ●郵送または直接提出 ●メールで提出 ●eTAXを利用して電子申告

4. 宿泊税の申告納入

（2）宿泊税納入申告書

記載例

【記載上の注意点】

- ・「宿泊数」欄に記載する、1人1泊につき6,000円以上の宿泊数及び課税対象外の宿泊数が、宿泊税月計表の「計」欄（※次ページ参照）と合致していることを必ず確認してください。
 - ・「税額」欄には、1人1泊につき6,000円以上の宿泊数に税率を乗じた額を記載してください。

4. 宿泊税の申告納入

(3) 宿泊税月計表

記載例

宿泊税月計表				
令和8年6月分				
課税番号	●●●	施設の名称 又は届出番号	阿智税ホテル	
宿泊数				
日付	課税対象	課税対象外 ①+②	1人1泊6千円未満 ①	課税免除 ②
1	8			
2	10			
3	15	14	4	10
4	12			
5	6			
6	0			
7	5			
8	6			
9	6			
10	3			
27	4			
28	0			
29	5	3	3	
30	6			
31	6			
計	200	30	20	10

【記載上の注意点】

- 対象年月における課税対象の宿泊数（1人1泊につき6,000円以上の宿泊数）及び課税対象外の宿泊数を日ごとに記載してください。
- 課税対象外の内訳として、
①1人1泊6千円未満、
②課税免除（うち外国大使等課税免除）を日ごとにそれぞれ記載してください。

※ 必ずしも上記の様式でなくとも、記載項目が同様のものであれば、任意の様式で構いません。

4. 宿泊税の申告納入

(4) 納入手続き

納入期限	納入場所
<p>毎月末日 (その前月分として徴収すべき宿泊税として申告した税額について)</p>	<p>次のいずれかの方法で納入してください。</p> <ul style="list-style-type: none">● 「宿泊税納入通知書（領収書）」により次の場所で納入<ul style="list-style-type: none">・阿智村役場出納室の窓口・村の指定金融機関の窓口（指定代理金融機関） みなみ信州農協協同組合及び各支所、 八十二長野銀行伊賀良支店、飯田信用金庫駒場支店● eLTAXを利用した電子納税（※電子申告の場合のみ利用可能）

電子納税は次の支払い方法が選択できます。

- ・インターネットバンキング
- ・クレジットカード
- ・ダイレクト納付（事前の届出が必要な口座振替）

4. 宿泊税の申告納入

(6) 申告納入期限の特例

宿泊税の申告納入は原則毎月行っていただく必要がありますが、一定の要件を満たす場合は、申告納入期限の特例の適用を受けることで、3か月分まとめての申告納入を可能とする特例措置を設けます。

特例の適用対象月	特例の適用を受けた場合の申告納入期限	特例適用の申請期限 (適用を開始しようとする月の前々月末日)
1月、2月、3月申告納入分 (12月、1月、2月宿泊分)	3月末日	11月末日
4月、5月、6月申告納入分 (3月、4月、5月宿泊分)	6月末日	2月末日
7月、8月、9月申告納入分 (6月、7月、8月宿泊分)	9月末日	5月末日
10月、11月、12月申告納入分 (9月、10月、11月宿泊分)	12月末日	8月末日

※ 特例の適用を申請する場合は、阿智村役場に「宿泊税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定申請書」を提出する必要があります。

4. 宿泊税の申告納入

・特例の適用要件

- ① 適用を受けようとする年度の初日の属する年（適用年）の前々年の12月から前年の11月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が360万円以下であること。
- ② 適用年の前年の1月1日前に当該宿泊施設の経営を開始し、かつ、適用年の前年の9月1日前に特別徴収義務者登録の申請を行っていること。
- ③ 特例適用の指定の取消しを受けた者にあっては、当該取消しの日から1年を経過していること。
- ④ 適用年の前年の1月1日以後に宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
- ⑤ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。
- ⑥ 村税に係る徴収金を滞納していないこと。

・令和8年度における適用要件①②④の経過措置

※ 令和9年度から令和12年度までは特例がありますが、要件は徐々に緩和されます。

要件①	期間	適用を受けようとする年度の初日の属する年（適用年）の前々年の12月から前年の11月まで（12か月間）	令和8年6月から同年8月まで（3か月間）
	金額	360万円	<u>60万円</u>
要件②	経営開始	適用年の前年の1月1日	令和7年10月1日
	登録申請	適用年の前年の9月1日前	R8.6.6（※土曜日のため6月8日）まで
要件④	加算金等	適用年の前年の1月1日	令和8年6月1日

4. 宿泊税の申告納入

（7）宿泊税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定申請書

宿泊税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定申請書

記載例

令和8年 ●月 ●日

阿智村長 宛

特別徴収義務者 (証票番号●●●●)
 住 (居) 所 下伊那郡阿智村●●●●1-2
 (所在地)
 氏 名 株式会社 阿智税観光
 (法人名)
 (電話番号●●●●-●●-●●●●)

阿智村宿泊税条例第9条第2項の規定により、宿泊税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用を受けたいので下記のとおり申請します。

記

施設	所在地	下伊那郡阿智村●●●●1-2
	名称又は届出番号	阿智税ホテル

前々年の12月から前年の11月までの宿泊に
 係る宿泊税の納入すべき金額の合計額

500,000 円

経営開始年月日	平成8年 ●月 ●日		
宿泊税特別徴収義務者登録申請書の提出年月日	令和8年 ●月 ●日		
阿智村宿泊税条例第9条第4項の規定による指定の取消し	有 · <input checked="" type="radio"/> 無	取消年月日	年 月 日
宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定	有 · <input checked="" type="radio"/> 無	決定年月日	年 月 日
村税に係る徴収金の滞納	有 · <input checked="" type="radio"/> 無		

- 1 宿泊税について（概要）
- 2 宿泊税の仕組み
- 3 特別徴収義務者としての登録等
- 4 宿泊税の申告納入
- **5 電子申告・電子納税**
- 6 帳簿・書類の整備等
- 7 その他

5. 電子申告・電子納税

(1) eLTAXとは

eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/gaiyou/flow/>

- ・eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称です。
- ・次の手続きは、eLTAXを利用してご自宅やオフィス等で行うこともできます。
 - 宿泊税特別徴収義務者登録申請書の提出（電子申請）
 - 宿泊税納入申告書の提出（電子申告）
 - 宿泊税の納入（電子納税）

(2) eLTAXとPCdesk

- ・PCdesk（ピーシーデスク）とは、無料で利用できるeLTAX対応ソフトウェアです。
- ・PCdeskはeLTAXホームページから取得できます。

5. 電子申告・電子納税

（3）事前準備

① パソコン環境の準備

- eLTAXのご利用にはインターネットに接続できるパソコン環境が必要です。Microsoft Edge や Google Chrome 等のブラウザがご利用いただけます。

② e-mailアドレスの準備

- 地方公共団体からのお知らせや手続き完了通知などの連絡を受け取るために必要です。

③ 電子証明書の準備

- eLTAXでは、申告データ等が特別徴収義務者または代理人によるものであること及びデータの改ざんがないことを確認するため、申告データ等に電子署名を付与し、電子証明書を添付する必要があります。

- 1 宿泊税について（概要）
- 2 宿泊税の仕組み
- 3 特別徴収義務者としての登録等
- 4 宿泊税の申告納入
- 5 電子申告・電子納税
- 6 **帳簿・書類の整備等**
- 7 その他

6. 帳簿等の記載・保存など

(1) 帳簿等の記載・保存

徴収すべき宿泊税の税額を適正に把握し、適正な申告納入手続きを行っていただくため、特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿の記載と書類の作成を行い、それぞれ5年間保存する必要があります。記載事項は次の表のとおりです。

区分	宿泊年月日	宿泊料金	宿泊者数	課税対象となる宿泊者数	課税免除の対象となる宿泊者数	宿泊税額
帳簿	○	○	○	○	○	○
書類	○	○	○			○

※宿泊税条例及び条例施行規則で定める一定の要件を満たせば、電子データの備付け・保存をもって、紙での備付け・保存に代えることができます。

要件は国税及び地方税に関する法令の規定に準じます。

6. 帳簿等の記載・保存など

(2) 領収書への表示

- ・宿泊料金の領収書等には、宿泊税の名称とその額の表示をお願いします。
- ・日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

※宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますのでご注意ください。

【例1】合計の内訳に宿泊税額を計上する場合

領収書		
○○○ 様		○○○号室 人数 1名
日付	項目	金額
○月○日	客室料金 消費税等 宿泊税	10,000円 1,000円 300円
	合計	11,300円

○○年○○月○○日
長野県阿智村●●○○○

○○○ホテル

印紙

受領印

【例2】宿泊税額を別に計上する場合

領収書		
○○○ 様		○○○号室 人数 1名
日付	項目	金額
○月○日	客室料金 消費税等	10,000円 1,000円
	合計	11,000円

上記のほか、宿泊税額300円を領収しました。

○○年○○月○○日
長野県阿智村●●○○○

○○○ホテル

印紙

受領印

【例3】客室料金に宿泊税額を含める場合

領収書		
○○○ 様		○○○号室 人数 1名
日付	項目	金額
○月○日	客室料金	11,300円
	合計	11,300円

上記金額には、消費税額等1,000円及び**宿泊税額300円**が含まれています。

○○年○○月○○日
長野県阿智村●●○○○

○○○ホテル

印紙

受領印

-
- 1 宿泊税について（概要）
 - 2 宿泊税の仕組み
 - 3 特別徴収義務者としての登録等
 - 4 宿泊税の申告納入
 - 5 電子申告・電子納税
 - 6 帳簿・書類の整備等
 - 7 **その他**

7.その他

(1) 特別徴収義務者報償金（調整中）

- ・算定期間：一定の期間（12か月間）の納期内納入分を基準に算定
- ・交付時期：年1回

期間（納入月）	交付率（納期内納入額に乘じる）
令和8年7月 ～令和13年6月分 (制度開始5年間)	算定期間におけるすべての申告及び納入を納期内に行った場合
	上記を満たし、かつ、算定期間におけるすべての申告を電子申告により行った場合
令和13年7月以降分	算定期間におけるすべての申告及び納入を納期内に行った場合

7.その他

(2) 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

項目	内容	加算金の割合
過少申告加算金	期限までに申告したが、過小であったため更正された場合	更正による不足税額の 10% 一定額を超えると 5% が加算
不申告加算金	・期限後に申告を提出した ・調査により決定した	15%
	期限後の申告が予知せずに行なわれた (期限後 1 か月以内など条件あり)	5%
重加算金	二重帳簿等によって故意に税金を免れようとした場合	期限内に申告 35%
		不申告や期限後 40%

※入湯税にも全く同じ加算金があり宿泊税と同様に加算されます。

7. その他

（3）村による調査等

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認のため、村の職員が宿泊施設の調査や申告指導を行うことがあります。公平・公正な税務行政の運営のため、ご協力をよろしくお願いします。

（4）問い合わせ先

手続きや宿泊料金の考え方に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

●阿智村役場出納室税務係 宿泊税担当 TEL：0265-43-2220
(内線245)